

国民の健康保持と国民皆保険堅持を求める意見書

医療・介護は公定価格で運営されているが、物価・賃金の急激な上昇に、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス報酬等（以下「診療報酬等」という。）の改定が追いついておらず、医療機関・薬局・訪問看護ステーションや介護事業所等（以下「医療機関等」という。）は、著しく経営状況が逼迫し、危機的な状況に陥っている。

令和7年度の地域別最低賃金は、全国加重平均で6.3%引き上げられ、また2025年春季労使交渉では、日本労働組合総連合会の集計で定期昇給を含めた賃金引き上げ率の加重平均が5.25%に達する等の賃上げの動きがあったが、医療機関等は対応できるような状態ではない。

財源の確保を目的とした「適正化」等の名目で、これ以上診療報酬等が実質的に削減されれば、地域の医療・介護の崩壊は避けられない。

今後も、物価・賃金等が継続して上昇することが予想されることから、思い切った対策を講じて、適切な財源を確保した上で、医師をはじめとする医療従事者が職責を存分に発揮できる環境を整備し、国民の幸福の原点である健康を守り続けていかなくてはならない。

よって、国においては、国民の健康を守り、さらには国民皆保険を堅持していくため、次の施策を講ずるよう強く要望する。

- 1 令和8年度予算編成において、賃金上昇、物価高騰、高齢化の進展、医療技術の高度化に対応するため、診療報酬等について十分な引き上げを実施すること。
- 2 「適正化」を名目とした社会保障費の実質的な抑制を続けるのではなく、必要な財源を純増で確保し、いわゆる「真水」による思い切った対策を緊急に講ずること。
- 3 医療・介護を守り、維持していくため、医療機関等において、経営の安定、離職防止、人材確保が図られるよう継続的に財政支援を行うこと。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
財務大臣
厚生労働大臣

福島県議会議長 矢吹貢一